

# 障害者自立支援法に関する事業者説明会 次第

平成19年2月5日(月)

第1部 10:00~12:00

第2部 13:30~15:30

栃木県総合教育センター 大講義室

## 1 開 会 挨拶

## 2 議 事(日 程)

障害者自立支援法の円滑な運営のための改善策について……………企画推進担当

障害者自立支援給付支払事務等について……………企画推進担当

障害者自立支援対策臨時特例交付金の概要について……………企画推進担当

特別対策事業の実施方法等について……………施設福祉担当

障害者自立支援給付費請求事務における留意事項について……………栃木県国保連合会

障害福祉サービス事業に係る経理区分について……………保健福祉課検査指導班

障害福祉サービス事業所指導監査における指導事項について……………在宅福祉担当

その他

## 3 閉 会

### 配付資料

- 障害保健福祉関係主管課長会議 平成18年12月26日(火)
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等に係る通知について
- 障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準に係る通知について
- 障害者自立支援給付費請求事務における留意事項について

栃木県では関連情報をインターネットで提供しています。

市町村ダウンロード用ページ

<http://www.pref.tochigi.jp/shogai/ssgr/01.html>

障害者自立支援法Q & A

- ・障害者自立支援対策臨時特例交付金に関するQ & A集
- ・事業者指定に係るQ & A 他

事業所のみなさまへ

- ・事業者指定基準、解釈通知、お知らせ
- ・各種様式 他

障害福祉課情報(メールマガジン)も配信しています。

- ・障害者自立支援法関連情報、緊急情報 他

新たに送付を希望される場合は、

栃木県障害福祉課 [syougai-fukushi@pref.tochigi.jp](mailto:syougai-fukushi@pref.tochigi.jp) へ  
「障害福祉課情報希望」とメールしてください。

# ⑦（別紙４）在宅重度障害者地域生活支援基盤整備事業

## 1 事業の目的

障害の状態やニーズに応じた支援が適切に行われるよう、訪問系サービスについては、平成18年10月に再編したところであるが、なかでも、新たに創設した重度訪問介護は、施設で暮らす障害者の地域移行を促進するためには重要な制度であり、その基盤整備は喫緊の課題である。

しかしながら、本制度については、施行後間もないことから十分に制度が安定しておらず、重度訪問介護の利用者等に将来の不安感が生じているところである。

このため、本事業の実施により、緊急に重度訪問介護事業所の安定的な運営を確保し、在宅重度障害者に対するサービス提供基盤の整備を図ることを目的とする。

## 2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

(3) に掲げる要件を満たす指定重度訪問介護事業者に対し、以下に掲げる費用を助成する。

従業者の資質向上及び職場定着等に資する独自の取組（研修等）に要する費用、夜間支援体制を強化するために必要な備品等の整備に要する費用

サービス体系の見直しに伴う重度訪問介護事業所の収入の激変緩和にかかる経費

( 3 ) 補助対象となる事業所の要件  
原則、以下に掲げる要件を全て満たすこととする。

( 2 ) の 、 にかかると共通事項

ア 指定基準を遵守していること。

イ 他の福祉サービスにおいても、自治体等からの改善命令等がされていないこと。

ウ 各法令を遵守していること。

エ 深夜帯等の人材確保が困難な時間帯におけるサービス提供体制が整備されていること。(整備予定を含む。)

オ 新規採用者等に対する研修等を積極的に行っていること。

( 2 ) の にかかると個別事項

ア 重度訪問介護にかかる平成 1 8 年 1 0 月以降の実収入額が、従来の実収入額の 9 0 % 未満であること。

イ 重度訪問介護のサービス提供時間が、従来サービス提供時間を下回っていないこと。(支給決定時間の減少等による場合を除く。)

ウ 重度訪問介護のサービス提供時間が全体のサービス提供時間の 3 割以上を占めていること。

( 4 ) 補助単価

( 2 ) の の場合

1 事業所あたり 1 , 0 0 0 千円以内

( 2 ) の の場合

1 0 0 円 × 平成 1 8 年 4 ~ 9 月のサービス提供時間 ( 1 ) × 1 . 2 3

1 助成を受けようとする指定重度訪問介護事業者が、当該事業所の利用者に対し、平成 1 8 年 4 ~ 9 月の間に提供した居宅介護及び外出介護にかかるサービス提供時間をいう。

2 実収入額に、上記により算出した額を加算した結果、従来の実収入額の 9 0 % を超過する場合は、上記により算出した額から 9 0 % を超過した額を差し引いた額を助成額とする。

3 補助割合 定額 ( 1 0 / 1 0 )

4 実施年度 1 9 年度 ~ 2 0 年度

5 事業担当課室・係 障害福祉課 訪問サービス係

資料8 臨時特例交付金による特別対策事業の実施方法について【補助単価一覧】

事業内容	補助単価
通所サービス利用促進事業	1事業所あたり3,000千円以内
小規模作業所緊急支援事業	1作業所あたり1,100千円以内
デイサービス事業等緊急移行支援事業	デイサービス緊急移行支援事業 1事業所あたり1,500千円以内 精神障害者地域生活支援センター緊急移行支援事業 1事業所あたり3,000千円以内
障害者自立支援基盤整備事業	1施設あたり20,000千円以内 (ただし、【改修】の は、2,000千円以内、【改修】の は5,000千円以内)
移行等支援事業	1都道府県あたり16,000千円
(別紙1)精神障害者退院促進強化事業	研修企画:1都道府県あたり610千円以内 研修実施:1障害福祉圏域あたり2,000千円以内
(別紙2)グループホーム・ケアホーム整備推進事業	入居者1人あたり133千円以内
(別紙3)就労支援事業移行初期支援強化事業	障害者職場実習設備等整備事業 1企業あたり5,000千円以内 就労支援ネットワーク構築事業 1障害福祉圏域あたり1,000千円以内
(別紙4)在宅重度障害者地域生活支援基盤整備事業	(2)の の場合 1事業所あたり1,000千円以内 (2)の の場合 $100円 \times 平成18年4 \sim 9月のサービス提供時間(1) \times 1.23$ 1 助成を受けようとする指定重度訪問介護事業者が、当該事業所の利用者に対し、平成18年4～9月の間に提供した居宅介護及び外出介護にかかるサービス提供時間をいう。 2 実収入額に、上記により算出した額を加算した結果、従来の実収入額の90%を超過する場合は、上記により算出した額から90%を超過した額を差し引いた額を助成額とする。
相談支援体制整備特別支援事業	(2) :1都道府県あたり2年間で14,000千円以内 (2) :1か所あたり1,000千円以内 (2) :1障害福祉圏域あたり1,950千円以内
障害児を育てる地域の支援体制整備事業	(2) :1保健所管内あたり3,000千円以内 (2) 及び :1保健所管内あたり1,500千円以内(都道府県実施の場合は全体で調整すること。)
障害者自立支援法施行円滑化事務等特別支援事業	別に定める額
就労意欲促進事業	平成18年12月26日付事務連絡「就労意欲促進事業の取扱いについて」に従って算定された額
(別紙1)事業者コスト対策	別に定める額
(別紙3)オストメイト(人工肛門・人工膀胱造設者)対応トイレ設備緊急整備事業	1か所あたり500千円以内(工事費は除く)
(別紙4)視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業	1都道府県又は1市町村あたり1,000千円以内

事務連絡  
平成19年2月5日

指定障害者支援施設担当者  
指定障害福祉サービス事業所担当者  
知的障害者小規模通所授産施設担当者  
精神障害者社会復帰施設担当者  
精神障害者小規模共同作業所担当者

様

栃木県保健福祉部健康増進課精神保健福祉担当  
栃木県保健福祉部障害福祉課施設福祉担当

障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び  
運営に関する基準について

このことについて、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長から通知があり、インターネットの「市町村ダウンロード用ページ」(<http://www.pref.tochigi.jp/shogai/ssgr/01.html>)に掲載しましたので、掲載内容を御了知の上、適切な事務処理等について御配慮願います。

なお、当該文書の送付を希望される場合は、御連絡願います。

健康増進課精神保健福祉担当  
担当：熊倉  
028-623-3093

障害福祉課施設福祉担当  
担当：福田  
028-623-3029

各 都道府県 障害福祉関係主管課 担当者 様

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

平素より、障害福祉行政にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成 18 年 12 月 6 日付け障発第 1206001 号）に一部誤りがありましたので、下記のとおり訂正させていただきます。

記

該当ページ	正	誤
P 40 の ( 6 ) の のウ	当該療養介護計画を <u>交付</u> すること	当該療養介護計画の <u>交付</u> すること
P 40 の ( 7 ) の	他の障害福祉サービス <u>等</u> の提供状況	他の障害福祉サービスの提供状況
P 47 の ( 2 )	<u>1人以上</u> は常勤でなければならない。 い。	それぞれ 1 人は常勤でなければならない。 ない。
P 51 の ( 3 ) の	<u>指定生活介護事業者</u>	事業者
P 51 の ( 3 ) の	<u>指定生活介護事業者</u>	事業者
P 89 の ( 4 )	第四の 3 の ( 5 ) から ( 8 ) まで ( ( 6 ) の 中 「 6 月 に 1 回 以 上 」 と あ る の は、 「 3 月 に 1 回 以 上 」 と す る 。 )	第四の 3 の ( 5 ) から ( 8 ) まで
P 94 の ( 3 )	第四の 3 の ( 5 ) から ( 8 ) まで ( ( 6 ) の 中 「 6 月 に 1 回 以 上 」 と あ る の	第四の 3 の ( 5 ) から ( 8 ) まで

	<u>は、「3月に1回以上」とする。)</u>	
P97の(5)	<u>第四の3の(5)から(8)まで((6)</u> <u>の中「6月に1回以上」とあるの</u> <u>は、「3月に1回以上」とする。)</u>	第四の3の(5)から(8)まで

# 社会福祉施設における感染症予防対策

栃 木 県

## 施設利用者の定期的な健康管理を！

- ・体調の悪い人の状況を定期的に分析することにより、日常的な発生状況を把握しておく、集団感染を早期に発見することができます。
- ・入所者等の施設利用者の健康状態を常に観察・記録し、体調の悪い人がいないかを早期に把握するよう努めましょう。

## 「1ケア1手洗い」の実施、徹底！

- ・感染症等を予防するためには、何よりも手洗い・うがいが大切です。入所者等をケアする場合は、1人ごとに手洗いや手指消毒（アルコールを含有した速乾性手指消毒剤等）を徹底しましょう。このとき、使い捨て手袋やマスクを着用することも有効です（ $70^{\circ}\text{C}$ 以上、85 以上の熱湯で1分以上の加熱が塩素系漂白剤が有効）。

### 通常の手洗いの例

施設利用者のケア前後には、袖を肘より上にあげ、周囲に水がはねないよう水量を調節し、流水で十分手をぬらす。石けんで、しっかり泡立てて、爪、指のつけ根や手首まで30秒以上かけて洗う。流水で十分洗い流す。自分の専用タオルまたは、使い捨てタオルで水気を十分拭き取る。蛇口は常に衛生的に保つよう工夫する（手を拭いたペーパータオルで閉める等）

## 排泄物等は必ず衛生的な処理を！

- ・特に、感染症の発生時、排泄物や吐物など（多くの細菌が混入しています。とりわけノロウイルスによる感染症では、ウイルスが多量に含まれるため、注意が必要です。）を処理する場合は、必ず手袋、マスク、エプロンなどを着用し、処理者への感染防止と施設内への感染症まん延防止に留意しましょう。
- ・通常時のおむつ交換時においても、必ず「1ケア1手洗い」を徹底しましょう。
- ・汚染された場所やその周囲は、0.5%の次亜塩素酸ナトリウム液で清拭し、必ず消毒しましょう。
- ・処理後は、十分な手洗いと手指の消毒を行いましょう。

## 日頃の職員の健康管理も大切！

- ・一般的に、施設の職員は、当該施設内に病原体を持ち込む可能性が非常に高いことを認識しましょう。
- ・また、入所者等施設利用者間の病原体の媒介者となる危険性も高いことから、常日頃からの職員の健康管理が重要です。定期的な健康診断は必ず受診しましょう。
- ・施設の職員は、体調不良の場合には早期に医療機関を受診するとともに、症状が改善するまで、なるべく就業をしないようにしましょう。

## 感染症等患者の多数発生時の対応は早めに！

- ・同一症状を呈する患者が多数発生している場合、そうした患者が重篤となった場合などいつもと違う状況になった場合には、すぐに医療機関及び所管の広域健康福祉センター等に受診または連絡して対応を相談し、指示を仰ぎましょう。対策の遅れが感染を拡大させることがあります。

## 障害福祉サービス事業に係る経理区分について

社会福祉法人が行う障害福祉サービス事業に係る経理区分については、原則として指定事業の種類ごとかつ事業所ごとに経理区分を設定する取扱いとしておりましたが、今般新たに国の見解が示され、「事業の内訳(経理を区分するもの)が明らかであれば、『指定事業の種類ごとかつ事業所ごとに経理区分』を設定する必要がない」とされたことから、下記のとおり取扱うことといたしますので、ご留意願います。

### 記

#### 1 障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、児童デイサービス、療養介護、短期入所、共同生活介護、共同生活援助、居宅介護、重度訪問介護、行動援護)

社会福祉法人会計基準第4条に基づき、法人本部及び定款に記載した社会福祉事業ごとに経理区分を設けること。ただし、障害福祉サービス事業の一経理区分に複数の「指定事業の種類及び事業所」がある場合は、各々の内訳を設けること。

- ・ 例えば、定款に記載した事業が下記例の場合は、「法人本部」、「知的障害者更生施設園」及び「障害福祉サービス事業」として、3つの経理区分を設けることになる。  
定款記載例  
1 第一種社会福祉事業  
ア 障害者支援施設 園の設置運営  
2 第二種社会福祉事業  
ア 障害福祉サービス事業〔 園(自立訓練、児童デイサービス) 園(自立訓練、短期入所)〕  
イ 相談支援事業( 園)  
ウ 移動支援事業( 園)  
エ 地域活動支援センター の受託運営  
オ 福祉ホーム の設置経営
- ・ 例えば、多機能型の障害福祉サービス事業については、事業所単位での経理区分を設けるとすることも可能。
- ・ 共同生活介護、共同生活援助においては、複数の場所で事業が一体的に運営されている実態があり、事業者が、事業の支出内訳を把握するのは困難と予想されるので、事業別の収入をもって事業の内訳として差し支えない。
- ・ 内訳の様式は任意で差し支えない。

なお、「居宅介護、重度訪問介護、行動援護」は、3事業を一体的に扱って差し支えない。

- ・ 事業者が、3事業の支出内訳を把握するのは困難と予想されるので、事業別の収入をもって事業の内訳として差し支えない。

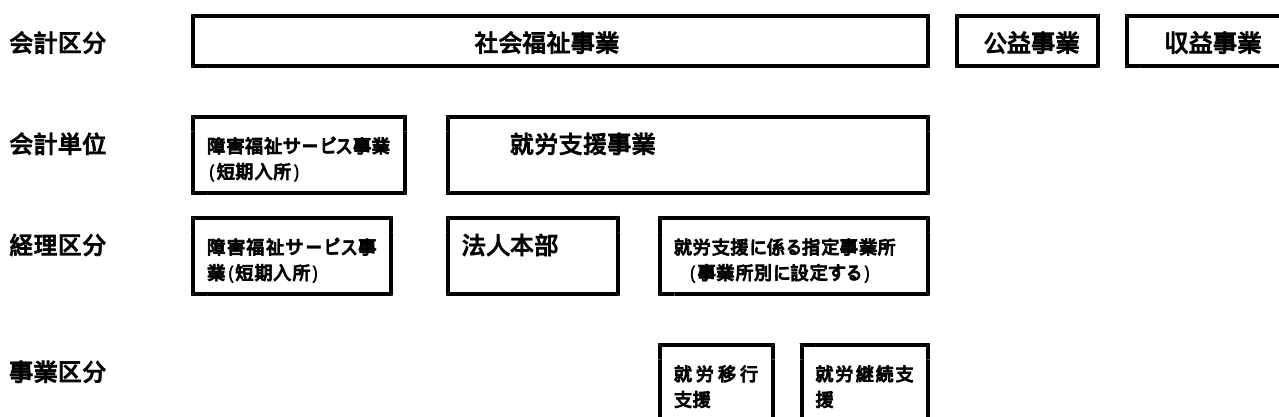
## 2 障害福祉サービス事業（就労移行支援、就労継続支援）

H18.10.2 社援発第 1002001 号厚生労働省社会・援護局長通知に基づく会計処理を行うこと。

つまり、本部及び各指定事業所毎に経理区分を設けることとし、経理区分の下に、各就労支援事業毎に事業区分（経理区分でないので注意）を設け（経理区分の下にぶら下がっているイメージ）、資金収支決算表及び事業活動収支表の内訳表（注）を明示するものとする。なお、貸借対照表の内訳表は作成できるものである。

また、就労支援事業とそれ以外の事業は、会計単位を別に設けること。

注～「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて(H18.10.2社援発第1002001号厚生労働省社会・援護局長通知)」の別紙を参照



・ 例えば、同じ事業所で「就労移行支援」と「就労継続支援」の他に、上記1に記載される「短期入所」が行われている場合は、会計単位として「就労支援」及び「障害福祉サービス事業(短期入所)」を設け、その下に経理区分として「法人本部」、「就労支援に係る指定事業所」及び「障害福祉サービス事業(短期入所)」を設け、更に「就労支援に係る指定事業所」の経理区分内に「就労移行支援」及び「就労継続支援」の事業区分を設ける。

・ 生活介護において生産活動を行う場合、生産活動の規模等から、事業者の判断によって、「就労支援等の事業に関する会計処理基準」を適用できる。

・ 18年10月以降新たな事業体系に移行する法人は、事業年度の中途における会計処理の取扱いの変更は実務上困難であり、かつ会計処理上も不適切であるので、19年4月以降新たに開始する年度から就労支援処理基準を適用する。

上記取扱いにかかわらず、下記の理由により、上記1及び2いずれの事業においても、法人の判断により、経理区分を事業種類毎かつ事業所毎に設定することは差し支えない。

- 経営判断等に資するとともに、利用者等が開示された財務書類等からその内容が容易に把握できるようにするため
- 事業資金収支決算表、事業活動収支表及び貸借対照表の内訳表を作成する 等

# 平成18年度指定障害福祉サービス事業所指導監査・指導事項例

H19.02.05障害福祉課在宅福祉担当

## 1 契約事務について(居宅介護、短期入所等)

契約書について、契約期間(終期)が支給決定期間でなく障害程度区分の認定有効期間で締結されていたものがあった。

契約の終期は、受給者証の支給決定期間満了日とすること。

## 2 利用者負担について(デーサービス、短期入所等)

重要事項により「日常生活費」の名目でトイレトペーパーや手洗い石鹸等の共用品に係る費用をすべての利用者に対し、1回(1日)の利用毎に費用を徴収している。

「特定費用の取扱について(平成18年3月31日付障発第0331018号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)」2(4)により、「身の回り品として日常生活に必要なもの」とは、一般的に利用者の日常生活に最低限必要と考えられる物品(例えば、歯ブラシや化粧品等の個人用の日用品等)であって、利用者の希望を確認した上で提供されるものとある。

日常生活費の徴収にあたっては、利用者の希望を確認した上で提供される個人用の日用品とし、トイレトペーパー等の一般共用品に係る費用を徴収した分については返還の手続きを行うこと。

## 3 サービス提供記録について(短期入所)

利用者がサービスの提供を受けた日の記録について、一部記載のない日があるものが利用者の記録簿に見られた。今後は、サービス提供日、内容その他必要な事項をサービス提供の都度記録しておくこと。

「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令(平成18年3月29日厚生労働省令第56号)の第90条で準用する第26条第1項」による。平成18年10月1日以降は、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令(平成18年厚生労働省令第56号)の全部を改正する省令(平成18年9月29日厚生労働省令第171号)の第125条で準用する第19条第1項」に基づく。

事 務 連 絡  
平成19年 1月24日

都道府県  
各 指定都市 生活保護担当課及び  
中 核 市 自立支援医療（更生医療）担当課 御中

厚生労働省社会・援護局保護課  
医療係長  
障害保健福祉部精神・障害保健課  
自立支援医療係長

生活保護受給者に係る人工透析医療の自立支援医療への移行手続等  
について

生活保護及び自立支援医療につきましては、平素より御尽力いただき、御礼申し上げます。

さて、平成18年12月26日付事務連絡によりお知らせしたとおり、平成19年度（平成19年3月診療分）から、生活保護受給者の人工透析に係る医療費につきましては、自立支援医療（更生医療）（以下「更生医療」という。）により対応することとなります。その際の事務手続等につき、下記のとおりお知らせしますので、了知の上、移行手続を行っていただきますようよろしくお願いいたします。

また、指定自立支援医療機関（更生医療：腎臓に関する医療）（以下「指定自立支援医療機関」という。）の指定手続等が新たに必要となる場合があることから、管内の医療機関に対しての周知を図っていただくようよろしくお願いいたします。

記

1. 被保護者の更生医療の支給認定手続について
  - (1) 生活保護担当においては、被保護者のうち医療扶助により人工透析医療を受けている者（移行対象者）についてリストアップするとともに、当該移行対象者について更生医療担当に情報提供を行うこと。
  - (2) 人工透析医療を受けている被保護者で、人工透析医療に係る更生医療の適用を受けていない者について、早急に更生医療の申請を行うよう指導すること。その場合、更生医療の適用は身体障害者手帳の交付を受けていることが前提となるため、手帳

の交付を受けていない者については、併せて手帳の交付の申請が必要であることに留意すること。

- (3) 更生医療の申請の際、医師の意見書(診断書)料等が必要となる場合は、検診命令を行った場合と同様、4,500円の範囲内で必要な額を認定して差し支えないこと(但し、身体障害者手帳の診断書を兼ねている場合については、障害認定に係るものへの文書料として5,800円以内が支給可能であること。)

なお、申請の際の医師の意見書については、指定自立支援医療機関の指定を受けた医療機関の主として担当する医師が作成することとされているが、今回の生活保護受給者の自立支援医療への移行に係る者に限り、移行手続きの迅速化を図るため、特例的に、指定自立支援医療機関の指定申請中の医療機関の主担当医師が作成しても差し支えないものであること。

- (4) 更生医療の支給認定を受けた者に対しては、以後の人工透析医療の受診に際し、更生医療の受給者証に記載された指定自立支援医療機関において受診する必要があることについて周知徹底を図ること。

## 2. 指定自立支援医療機関の指定手続について

生活保護担当及び更生医療担当において、被保護者が人工透析医療を受けている医療機関のうち、現時点で指定自立支援医療機関の指定を受けていない医療機関を把握し、当該医療機関に対しては指定自立支援医療機関の指定申請を行うよう勧奨し、指定の要件を満たしている医療機関について指定を行うこと。

なお、指定自立支援医療機関の指定事務については、都道府県等における審議会の臨時的開催など、関係手続きの迅速化につき御配慮願いたいこと。

### 【照会先】

厚生労働省

社会・援護局保護課医療係 清水 牧元

電話03-5253-1111(内線 2829)

FAX 03-3595-2613

障害保健福祉部精神・障害保健課自立支援医療係

岩倉 堀内

電話03-5253-1111(内線 3057)

FAX 03-3593-2008

平成19年1月24日

生活保護受給者に係る人工透析医療の自立支援医療への移行手続等  
について（Q & A）

標記について、これまでいただいた質問等について、下記のとおり整理いたしましたので、ご確認いただきますようよろしくお願いいたします。

問1 指定自立支援医療機関（更生医療：腎臓に関する医療）の指定、被保護者の更生医療の適用について、やむを得ず平成19年3月診療に間に合わなかった場合については、被保護者の受診につき、医療扶助を適用して差し支えないか。

答 お見込みのとおり取り扱って差し支えないが、その場合であっても早急に適用が行われるよう医療機関の指定手続及び更生医療の支給認定手続に努められたい。

なお、更生医療は支給認定日以降に受けた医療に係るものについて適用されるものであることから、支給認定の連絡等、自立支援医療担当と生活保護担当との連携について留意されたい。

問2 被保護者が更生医療の申請をする際に添付する医師の意見書は、特例の取扱いにより、指定自立支援医療機関の指定申請中の医療機関の主担当医師が作成する意見書で差し支えないとのことだが、審査の結果、当該医療機関及び主として担当する医師が指定とならなかった場合でも既に添付した医師の意見書は有効として更生医療の判定をして差し支えないか。

答 お見込みのとおり取り扱って差し支えないが、支給認定後に患者が受診する医療機関（受給者証に記載する医療機関）は指定自立支援医療機関（更生医療：腎臓に関する医療）である必要がある。

問3 受診予定の医療機関が指定自立支援医療機関の指定審査中の場合、指定審査の結果、指定となってから、支給認定及び受給者証の交付となるという理解で良いか。

答 お見込みのとおりである。更生医療の適用は指定自立支援医療機関（更生医療：腎臓に関する医療）でなければ適用できないため、支給認定及び受給者証の交

付は、指定審査の結果、指定となってからとなる。このため、指定審査について都道府県等における審議会の臨時的開催など手続きの迅速化につきご配慮いただきたい。

問4 現に被保護者が人工透析医療を受けている医療機関のうち、現時点で指定自立支援医療機関の指定を受けていない医療機関の指定について、弾力的に運用できないか。

答 現に被保護者が人工透析医療を受けている医療機関における今回の取扱いの変更については、手続きの迅速化等の観点から、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定要領の第2の3の(2)の「研究、診療従事年数」については、5年以上であることを適宜の方法により確認の上、研究内容に関する証明書（別紙3）を省略して差し支えないものとする。

【照会先】

厚生労働省

社会・援護局保護課医療係 清水 牧元

電話03-5253-1111（内線 2829）

FAX 03-3595-2613

障害保健福祉部精神・障害保健課自立支援医療係

岩倉 堀内

電話03-5253-1111（内線 3057）

FAX 03-3593-2008

